

細 則

第 1 章 役員・選挙管理委員並びに指名委員の選出及び就任

第 1 条 役員・選挙管理委員並びに指名委員の選出及び就任は、次のとおり行われる。

- 1 指名委員会は次のように構成する。
 - ① 1 年～5 年までの各学年より 1 名の指名委員を選出する。
 - ② 教職員の中から互選により 1 名の指名委員を選出する。
- 2 指名委員は、役員の候補者及び選挙管理委員になることはできない。
- 3 指名委員の名を全会員に通知する。
- 4 選挙管理委員は、6 年の学年から 2 名を選出する。
- 5 立候補の届け出は、総会の 10 日前までに選挙管理委員に届け出ることができる。
- 6 指名委員会は、各役員別に選挙の少なくとも 7 日前までに定員候補者を指名する。
- 7 選挙管理委員は、選挙の少なくとも 7 日前までに全会員に知らせる。
選挙管理委員は、選挙に関するその他いっさいの事務を取り扱う。
- 8 候補者の氏名発表は、前 5 項、前 6 項の場合とも被指名者の同意を得なければならない。
- 9 新役員は 3 月総会において、承認される。
- 10 役員は、4 月より就任する。

第 2 条 会長に欠員を生じたときは、副会長の互選により昇格する。任期は、前任者の残任期間とする。

第 3 条 会長以外の役員に欠員を生じたときは、実行委員がこれを補充する。任期は前任者の残任期間とする。

第 2 章 総 会

第 4 条 会員の異動及び新役員に関する報告並びに年間計画・収支予算の審議・決定は、5 月総会で行う。

第 5 条 会計監査を経た収支決算報告の承認は、5 月総会で行う。

第 3 章 常任委員会及び臨時委員会

第 6 条 常任委員会として、学年委員会、保健厚生委員会、広報委員会、及び校外委員会を置く。

第 7 条 臨時委員会は、必要が生じたとき、各学年から代表 3 名を選出して構成する。また、その任務を終了したとき解散する。

第 8 条 校外委員会を除く他の 3 委員は、各学年単位にクラス数の人数が選出される。委員長 1 名、副委員長 2 名（内教職員 1 名）は、委員の互選により選出される。

第 9 条 校外委員会は、各町内から委員を選出、及び各学年から 1 名が選出される。委員長 1 名、副委員長 2 名（内教職員 1 名）は委員の互選により選出する。

第 10 条 委員長・副委員長・各委員の任期は 1 年とする。但し、重任を妨げない。

第 11 条 学年委員会

すべての会員が、互いに磨きあうように努める。

会員に対し、この会の教育的な催しに参加する機会を与える。

児童の教育に効果があるよう協力し、推進を図る。

第 12 条 保健厚生委員会

会員及び児童の保健衛生・福祉厚生を推進を図る。

第 13 条 広報委員会

会員に対し、情報の伝達・機関紙の発行等について努める。

第 14 条 校外委員会

児童の校外における生活指導・保護の推進を図る。

第 15 条 各常任委員会の規定は、それぞれの委員会で定める。

第 16 条 校長は、学校管理並びに教育上、各常任委員会または臨時委員会に出席して意見を述べるができる。

※本細則は、令和 4 年 1 2 月 2 2 日臨時総会により成立、適用する。